

柳川市監査委員告示第13号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

平成29年11月6日

柳川市監査委員 松藤 博明
柳川市監査委員 近藤 末治

平成29年度財政援助団体監査報告

第1 監査の対象団体及び所管部署

団体名	所管部署
柳川ブランド推進協議会	商工・ブランド振興課
水郷柳川の水の祭典実行委員会	企画課

第2 監査の期間

平成29年8月1日から平成29年10月4日まで

第3 監査の目的及び方法

監査は、平成28年度の当該財政援助団体の出納その他事務の執行が、適切かつ効率的に行われているか、所管部署の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかを観点とし、関係書類等の提出を求め、また、事情聴取を行い実施した。

第4 監査を実施した監査委員名

松 藤 博 明（識見監査委員）

近 藤 末 治（議選監査委員）

第5 監査対象団体の概要及び監査の結果

1 柳川ブランド推進協議会

(1) 補助金等の名称

柳川ブランド推進協議会負担金

(2) 平成28年度交付金額

5,400,000円

(3) 団体の目的等

第1次柳川市総合計画における新市の将来像及び重点施策の1つである「柳川ブランド化プロジェクト」の具体化を進めるため、自然環境、農水産物、町並み、地域特産物等の豊富な地域資源を活用する「柳川市地域ブランド戦略構想」（以下「構想」という。）を推進する柳川ブランド推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。（柳川ブランド推進協議会規約（以下「規約」という。）第1条）

(4) 市との関係

規約により、協議会会長には副市長を、柳川ブランド推進幹事会（以下「幹事会」という。）幹事長には市産業経済部長を充てる。（規約第5条、第7条）

また、市産業経済部柳川ブランド推進室※に事務局を置き、協議会及び幹事会の庶務を処理する。（規約第12条）

※ 柳川ブランド推進室は、平成 29 年度に商工振興課と統合され「商工・ブランド振興課」となった。

(5) 組織及び役員体制

協議会は、委員 15 人以内で組織する（規約第 3 条）とされており、平成 28 年度は 9 人で構成されている。

- ア 会長 1 人
- イ 副会長 3 人
- ウ 監事 2 人
- エ 幹事会

協議会に提案する事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会が置かれている。幹事会は委員 15 人以内で組織する（規約第 7 条）とされており、平成 28 年度は 9 人で構成されている。

- (ア) 幹事長 1 人
- (イ) 副幹事長 3 人
- (ウ) 検討班

構想に掲げる各分野のブランド化を推進する事項について、専門的に協議又は調整するため、幹事会に下表のとおり検討班 6 班が置かれている。

検討班名
農産物・加工品開発流通検討班
水産物・加工品開発流通検討班
商業活性化検討班
観光交流検討班
景観保全検討班
文化・スポーツ資源検討班

(6) 事業の概要

ア 財政状況

平成 28 年度の協議会の決算は下表のとおりである。収入済額 7,623,043 円、支出済額 5,766,266 円で、差し引き 1,856,777 円が平成 29 年度へ繰り越されている。

(収入の部) (単位:円)

科 目	予算額(A)	収入済額(B)	比較(B-A)
1 負担金	6,150,000	6,150,000	0
2 繰越金	861,000	861,139	139
3 雑収入	892,000	611,904	△ 280,096
合 計	7,903,000	7,623,043	△ 279,957

(支出の部)

(単位:円)

科 目	予算額(A)	支出済額(B)	執行残額(A-B)
1 人づくり事業費	874,000	121,658	752,342
2 ものづくり事業費	600,000	30,426	569,574
3 地域づくり事業費	1,080,000	839,253	240,747
4 情報発信・ファンづくり事業費	4,551,000	4,412,741	138,259
5 事務費	798,000	362,188	435,812
合 計	7,903,000	5,766,266	2,136,734

収入済額 7,623,043円 - 支出済額 5,766,266円 = 1,856,777円 (翌年度へ繰越し)

収入の主なものは、構成団体からの負担金 6,150,000 円であり、これが収入決算額の 80.7%を占めている。

支出の主なものは、情報発信・ファンづくり事業費 4,412,741 円で、支出決算額の 76.5%を占めている。

イ 事業実績

所掌事務については、規約第 2 条に下記のとおり規定されている。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 構想の検討に関する事項
- (2) 構想の進捗状況に関する事項
- (3) 柳川ブランドの推進事業に関する事項
- (4) ブランド消費者モニターに関する事項
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

2 略

平成 28 年度に実施された主な事業は次のとおりである。

- (ア) 柳川再発見プロジェクト (オクラ他収穫体験 3 回 参加者: 66 人)
- (イ) よかばんも〜ツアー視察体験型商品化事業 (視察受入 6 回 参加者: 70 人)
- (ウ) 企業とのコラボで柳川の新名品づくり (1 品試作中)
- (エ) プロモーション事業 (ホームページ、新聞等での情報発信)
- (オ) ブランド認定事業
- (カ) 物産展・商談会への販促活動 (物産展 5 回延べ 29 日、商談会 1 回)
- (キ) 東京浅草まるごとにつぼん (テストマーケティング、柳川フェアの開催)

(7) 監査の結果

概ね適正に執行されていたが、一部において次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに職員の指導監督に努めることが望まれる。

【支出事務】

ア 支出命令書に添付された領収書に、下記のものがある。

- ・発行者名称が支出命令書に記載された支出先名称と異なる。
- ・但し書きの記入がない、又は「品代として」といった表記とされているため、何の領収書か確認できない。
- ・領収日の記入がない。
- ・収入印紙の貼付がない。

イ 下記の支出に係る領収書を紛失している。

- ・まるごとにつぼん柳川フェア水の精旅費（支出先：柳川市観光協会）
- ・第3回ブランド認定評価委員会委員謝礼（支出先：ブランド認定評価委員）

ウ 航空賃等の支払いについて、個人のクレジットカードにより決済されているものがある。

エ 航空機利用の旅行に係る旅費の算定について、下記のものがある。

- ・市の規程に準じて航空賃を算定しているが、パック旅行の領収書に航空賃、宿泊料等の明細がないため、適正に算定されたのか確認できない。
- ・旅行者が、既得クレジットポイント6,000円相当分を旅行代金の支払いに利用した際、利用したポイント分を旅行代金から控除して航空賃の算定を行っているが、このポイントは旅行者個人に帰属するものであるため、航空賃の算定にあたり控除するのは不適切である。

オ 支出区分を概算払いや資金前渡とした支出命令書について、支払いの際、領収書欄への記入が行われていない。

カ 精算命令書に精算日の記入がない。

キ 物産展への出店等に対し費用の一部補助を行っているが、補助金交付の根拠となる要綱等が定められていない。

【契約事務】

ア 柳川ブランド認定品取材業務委託契約書に、収入印紙の貼付がない。

【その他】

ア 起案文書に決裁日及び施行日の記入のないものがある。

【要望・意見】

協議会は、第1次柳川市総合計画における新市の将来像及び重点施策の1つである「柳川ブランド化プロジェクト」の具体化を進めるために、市の要請により平成22年度に設

置された団体である。

協議会への負担金の支出にあたっては、事業の有効性や公益上の必要性、負担金の額等について、市は厳しく検証を行う必要がある。

特に負担金の額については、協議会設立当初、市と他の構成団体で総事業費の 1/2 ずつを負担していたが、次年度以降の増額分が全て市の負担額に上乗せされたことにより、平成 28 年度には負担金総額の 87.8%が市からの負担金となっている。このように市の負担金が増加したことに合理的な理由は特になく、協議会においては各団体の負担割合について改めて検討し見直しを行う必要がある。

協議会の財務については、適正な支出であることが確認できないものが見受けられた。協議会では財務の細部に関する規定等は設けられていないが、協議会の事務局は市にあり、その事務全般を市職員が担っていることから、市の規程に準じた基準等を設け、疑義の生じない事務の遂行に努める必要がある。

なお、ブランド推進に係る事業の費用について、協議会と市の間において、どちらが支出するものか判然としないものがある。これは、協議会が行う事業と市が行う事業の区分が曖昧な上に、その両方の実務を市の同一部署で担っていることが原因と考えられる。

一例として、ブランド認定品の PR は協議会の事業であるが、ブランド認定品 PR のための公用車ラッピング事業の費用は市が負担している。公用車が市の所有物であることを理由としているが、市が構成団体として協議会に負担金を支出していることを踏まえれば、協議会を離れて市がブランド認定品の PR 活動をするとは考えられず、公用車については市が協議会に無償利用を認めたもので、ラッピング費用は協議会で負担すると考えるのが適当である。

監査全般を通して感じたのは、事務処理に関するチェック機能等、組織としての内部統制に対する疑問である。協議会委員が代表取締役を務める業者への業務委託をはじめ、契約の殆どが 1 者見積りによる随意契約とされていることや、協議会及び幹事会委員（有識者）への謝金額が市の謝礼等統一単価に比べ高額な上、その決定に至る経緯や決裁者が確認できないなど、金銭の支出や関連する事務等に多くの不備がある。

市は協議会へ負担金を支出する一方で、市の幹部が協議会の会長、幹事長及び事務局長に就任している。一方の利益は一方の不利益となる面があるだけに、より厳正で慎重な業務運営に努めるよう求めるものである。

2 水郷柳川の水の祭典実行委員会

(1) 補助金等の名称

水郷柳川の水の祭典実行委員会補助金

(2) 平成 28 年度交付金額

3,500,000 円

(3) 団体の目的

柳川の地域資源である掘割や河川を活用し、市民が水と親しみ、参加できるまつり（以下「水の祭典」という。）を円滑に運営するために必要な準備等を行い、もって市民の手による水環境の再生と本市が恩恵を受ける水源の森の重要性を啓発することを目的とする。（水郷柳川の水の祭典実行委員会会則（以下「会則」という。）第 2 条）

(4) 市との関係

市総務部企画課内に事務局を置く（会則第 11 条）とされており、企画課長、企画課長補佐及び企画課企画係職員 4 名の合計 6 名で事務局を担っている。

(5) 組織及び役員体制

水郷柳川の水の祭典実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、本会の目的に賛同する団体・個人をもって組織する（会則第 4 条）とされており、平成 28 年度は 17 団体 22 名の実行委員により構成されている。

ア 会長 1 名

イ 副会長 若干名（平成 28 年度は 2 名）

ウ 監事 2 名

その他、柳川みやま土木組合事務局長及び市職員（観光課、水路課、生涯学習課）3 名の合計 4 名がオブザーバーとなっている。

(6) 事業の概要

ア 財政状況

平成 28 年度の実行委員会の決算は下表のとおりで、収入済額 7,138,104 円、支出済額 6,197,141 円で、差し引き 940,963 円が平成 29 年度へ繰り越されている。

収入の主なものは、市からの補助金 3,500,000 円、協賛金 1,480,000 円及び参加費 1,171,800 円である。市の補助金は歳入決算額の 49.0%を占めている。

支出の主なものは会場設営費 3,013,689 円で、支出決算額の 48.6%を占めている。

(収入の部)

(単位:円)

科 目	予算額(A)	収入済額(B)	比較(B-A)
1 繰越金	986,281	986,281	0
2 補助金	3,500,000	3,500,000	0
3 参加費	1,000,000	1,171,800	171,800
4 協賛金	1,300,000	1,480,000	180,000
5 諸収入	719	23	△ 696
合 計	6,787,000	7,138,104	351,104

(支出の部)

(単位:円)

科 目	予算額(A)	支出済額(B)	執行残額(A-B)
1 会場設営費	3,100,000	3,013,689	86,311
2 共通事業費	1,520,000	1,395,911	124,089
3 水上事業費	250,000	90,000	160,000
4 水辺事業費	450,000	400,926	49,074
5 ソーラーボート事業費	750,000	737,964	12,036
6 公告宣伝費	550,000	507,272	42,728
7 事務局費	60,000	51,379	8,621
8 予備費	107,000	0	107,000
合 計	6,787,000	6,197,141	589,859

収入済額 7,138,104円 - 支出済額 6,197,141円 = 940,963円 (翌年度へ繰越し)

イ 事業実績

実施する事業については、会則第3条に下記のとおり規定されている。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、水の祭典の総合企画、関係機関、団体等との連絡調整及びその他目的のために必要な事業を行う。

本年度の事業として、平成28年8月6日から同月7日までの2日間、からたち文人の足湯公園をメイン会場に、第9回水郷柳川夏の水まつり「スイ!水!すい!」が開催された。2日間の延べ観客数は、約15,000人となっている。

(7) 監査の結果

概ね適正に執行されていたが、一部において次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに職員の指導監督に努めることが望まれる。

【収入事務】

ア 下記の収入伝票が起票されていない。

- ・ソーラーボートチーム弁当代60,900円(収入日:平成28年8月10日)
- ・預金利息5円(収入日:平成29年2月20日)

なお、上記のソーラーボートチーム弁当代60,900円は、金額誤りであったとして後日払い戻されているが、収入の戻出であるため戻出命令書による処理となるものを、支出命令書により処理している。

【支出事務】

ア 請求書による支払いが可能なものについても立替払いされている。

イ 支出命令書に添付された領収書に、下記のものがある。

- ・領収日の記入がない。

- ・領収印がない。
- ・収入印紙の貼付がない。

ウ 燃料費の支払いについて、個人のクレジットカードにより決済されているものがある。

エ 立替払する際、事務局職員個人のポイントカードを提示し、ポイントを付与されているものがある。

【契約事務】

ア 委託料として支払があるものについて、委託契約書が作成されていないものがある。

イ 契約書に契約日の記入がないものがある。

ウ 徴取した見積書の中に、提出期限を過ぎた日付のものがある。

【要望・意見】

平成 28 年度で 9 回目の開催となった水の祭典については、水上競技のみならず陸上でのイベント等の企画においても様々な検討を重ね事業を実施しており、観客数も年々増加している。

しかし、財務状況に関し、収入については予算額を上回る協賛金を獲得した点で財源確保の努力が見える一方、一部の高額な費用について見積比較もなく支出されるなど経費削減を念頭においた事業運営が徹底されていないというのが所感である。

実行委員会の事務について、決裁や財務に関する規定はないが、経済性を欠いたものであるということは否めない。実行委員会の事務局は市にあり、その事務全般を市職員が担っていることから、市の規程に準じた基準等を設けるとともに、責任の所在を明確にしたうえで適切な事務処理に努められたい。

注) 文中の比率 (%) は、表示単位未満を四捨五入した。